

千葉市市民緑地設置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市街地及びその縁辺部において、緑とオープンスペースを確保することにより良好な都市環境を形成し、及び市民が身近な自然と触れ合える憩いの場を提供するため、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項に規定する市民緑地（以下「市民緑地」という。）の設置及び維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 維持管理団体 市民緑地の維持管理を行う市民等によって構成された任意の団体で、市長が承認した団体をいう。
- (2) 維持管理責任者 維持管理団体が市民緑地の維持管理業務を行うときの作業責任者で、市長に届け出た者をいう。
- (3) 維持管理協定 市長、土地所有者及び維持管理団体の三者による市民緑地の維持管理に関する協定をいう。

(市民緑地の設置基準)

第3条 市長は、市民の利用に供する緑地を確保するために、300平方メートル以上の一団の土地の区域であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する土地に、当該土地所有者の同意を得て、市民緑地を設置することができる。

- (1) 緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例（昭和46年千葉市条例第21号）第4条第1項の規定により市長が指定した保存樹林の存する土地
- (2) 千葉市市民の森設置事業実施要綱（昭和51年11月1日決裁）第2条第1項の規定により市長が設置し

た市民の森の存する土地

(3) 主として樹木により形成されている良好な自然環境を有した土地

(4) 前3号に定める土地に隣接し、市民緑地として利用し、又はその環境を保全する上で必要な土地

2 市長は、生産緑地地区内の土地等の区域、都市公園の区域に市民緑地を設置することができない。また、都市計画施設内の土地の区域に、原則として市民緑地を設置することはできない。

3 市長は、市民緑地を設置しようとする区域に地上権、賃借権その他の使用収益権が既に設定されているときは、市民緑地を設置することはできない。ただし、電線の設置に伴う地上権その他市民緑地の利用に支障のない権利が設定されているときは、この限りでない。

4 市長は、市民緑地を設置するときは、良好な生活環境を確保し、及び公共事業の計画等に配慮するものとする。
(市民緑地契約の締結等)

第4条 市長は、前条第1項の規定により市民緑地を設置しようとするときは、土地所有者と都市緑地法第55条第1項に規定する市民緑地契約（以下「市民緑地契約」という。）を締結するものとする。

2 市民緑地契約の期間は、5年以上とする。

3 市民緑地契約は、民法（明治29年法律第89号）第593条に規定する使用貸借契約によるものとする。

4 土地所有者は、第1項に規定する市民緑地契約を同一の条件で期間を更新しないときは、当該市民緑地契約の期間が満了する6月前までに、契約を更新しない旨の申出をしなければならない。ただし、相続が発生した場合その他特に理由があると認める場合は、この限りでない。

(市民緑地の公告)

第5条 市長は、第3条第1項の規定により市民緑地を設

置し、又は第14条第1項の規定により市民緑地を廃止したときは、次の各号に掲げる事項について公告するものとする。

(1) 市民緑地の名称

(2) 市民緑地の区域

(3) 市民緑地の管理期間又は廃止年月日

(4) 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設

(5) その他市長が必要と認める事項

(標識の設置)

第6条 市長は、第3条第1項の規定により市民緑地を設置したときは、市民緑地の区域である旨を明示する標識を当該市民緑地の区域内に設置するものとする。

2 前項の標識は、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

(1) 市民緑地の名称

(2) 市民緑地の区域

(3) 市民緑地の設置年月日

(4) 市民緑地の維持管理団体の名称

(5) その他市長が必要と認める事項

(施設の設置)

第7条 市長は、市民緑地に植生及び景観を損なわないよう現況の地形その他の自然立地条件に配慮し、次の各号に掲げる施設で必要な施設を、予算の範囲内で設置するものとする。

(1) 園路及び広場

(2) 植栽、芝生、花壇、生垣等の修景施設

(3) ベンチ、野外卓等の休養施設

(4) 柵、標識等の管理施設

(5) その他市長が必要と認める施設

2 市民緑地の施設は、安全上及び衛生上必要な構造を有

するものとしなければならない。

（市民緑地の維持管理）

第8条 市長は、市民参加によるまちづくりの一層の推進を図るため、市民と協働で市民緑地の維持管理を行うものとする。この場合において、市長は、市民緑地の維持管理を維持管理団体に委託して行うことができる。

（維持管理業務の委託等）

第9条 市民緑地の維持管理の委託を受けようとする団体は、市民緑地維持管理団体承認申請書（様式第1号）により、市長に承認の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該団体の構成、活動状況、維持管理に関する処理能力等を調査し、適当と認めたときは、当該団体を維持管理団体として承認し、当該市民緑地の維持管理業務の一部（以下「維持管理業務」という。）を委託するものとする。

3 維持管理団体が行う維持管理業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

ただし、特に理由があると認める場合は、この限りではない。

（1）おおむね月2回以上の市民緑地内の清掃、清掃後のごみの袋詰め及び回収場所までの運搬

（2）おおむね年2回以上の市民緑地内の草刈り

（3）中低木の剪定及び簡易な病虫害の防除

（4）枯損木、倒木等の処理

（5）市民緑地内の施設の損壊等の連絡

（6）その他緑地を良好な状態に維持管理をするために必要な行為

4 第2項の承認は、市民緑地維持管理団体承認書（様式第2号）を交付することによって行うものとする。

5 維持管理団体は、代表者及び維持管理責任者等の変更があったときは、市民緑地維持管理団体承認変更届（様

式第 3 号) により市長に届け出なければならない。

6 維持管理団体は、市長の指示に従って市民緑地の維持管理を行わなければならない。

7 維持管理団体は、第 9 条第 3 項の規定による維持管理業務の変更の事由が生じたときは、市民緑地維持管理業務変更承認申請書（様式第 4 号）により、市長に承認の申請をしなければならない。

8 市長は、前項の申請があったときは、当該団体の活動状況、維持管理に関する処理能力等を調査し、適当と認めたときは、当該団体の維持管理業務変更について承認するものとする。

9 前項の承認は、市民緑地維持管理業務変更承認書（様式第 5 号）を交付することによって行うものとする。

（維持管理協定の締結等）

第 10 条 市長は、前条第 2 項の規定により市民緑地の維持管理を委託するときは、当該市民緑地の土地所有者及び維持管理団体と三者で維持管理協定を締結するものとする。

2 維持管理協定の期間は、原則として当該土地の市民緑地契約の期間とする。

3 維持管理協定の対象とする区域は、当該土地の市民緑地契約で定める区域と同一の区域とする。

（維持管理業務の報告等）

第 11 条 維持管理団体は、当該市民緑地の維持管理業務の実績及び現況等を、次の表に定めるところにより、市長に報告しなければならない。

区分	実施月	報告期限
上半期	4 月から 9 月まで	9 月 30 日
下半期	10 月から翌年 3 月 まで	3 月 31 日

2 維持管理団体が、前項の規定により当該市民緑地の維

持管理業務の実績及び現況等を報告しようとするときは、市民緑地維持管理実績報告書（様式第6号）及び市民緑地現況確認書（様式第7号）により報告するものとする。

（維持管理団体への報償金の交付）

第12条 市長は、市民緑地が適正に管理されていると認めるときは、維持管理団体に対して、予算の範囲内で報償金を交付することができる。

2 前項に規定する報償金の額は、次の各号に定めるところによる。

（1）1年当たりの報償金の額は、維持管理協定に規定する管理面積1平方メートルにつき40円を乗じて得た額とする。ただし、400,000円を限度とする。

（2）第9条第8号の規定による承認を受け、第9条第3項に規定する業務のうち、いずれかの業務を行わない当該団体の1年当たりの報償金の額は、維持管理協定に規定する管理面積1平方メートルにつき15円を乗じて得た額とする。ただし、150,000円を限度とする。

（3）年度途中で維持管理協定を締結し、又は解除したとき、若しくは維持管理業務を変更したときの当該年度における報償金の額は、第1号又は第2号の規定により算出した額を12で除した数（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下「月額」という。）に維持管理協定の締結、又は解除の場合は、当該年度における維持管理協定の期間の月数（1月未満の期間は、1月に切り上げる。）を乗じて得た額とし、維持管理業務変更の場合は、当該年度におけるそれぞれの維持管理業務を実施した期間の月数（月の途中で変更した場合は当該月のなかで日数の多い維持管理業務の額）を乗じて得た額の合計とする。

（4）報償金の交付は、維持管理協定の期間にかかわらず、

当該市民緑地の維持管理業務の実績によるものとする。

- 3 報償金は、当該年度分を次のとおり交付するものとする。

区分	期間	交付額	交付月
上半期	4月から9月まで	月額×左記の期間における維持管理の月数 (1月未満の期間は1月に切り上げる)	10月
下半期	10月から翌年3月まで		3月

(報償金の返還)

第13条 市長は、報償金の交付を受けた維持管理団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付を受けた報償金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 偽り、その他不正の手段により、報償金の交付を受けたとき。

(2) 市民緑地の保存に必要な義務を著しく怠ったとき
(市民緑地契約の解除)

第14条 市長は、土地所有者から正当な事由による土地の返還の申出があり、かつ、それを適当と認めるときは、市民緑地契約を解除し、当該土地の部分に係る市民緑地を廃止するものとする。

2 前項の規定により市民緑地が廃止されたときは、当該土地の市民緑地契約の解除と同時に当該土地の部分に係る維持管理協定は効力を失うものとする。

3 市長は、第1項の規定により市民緑地を廃止したときは、当該土地の土地所有者及び維持管理団体に対して、市民緑地契約を解除し、市民緑地を廃止した旨を通知するものとする。

4 市長は、市民緑地契約を解除したときは、第6条第1項の規定により設置した標識及び第7条の規定により設

置した施設を、速やかに撤去するものとし、原状の回復に努めなければならない。

- 5 土地所有者が第1項の規定により土地の返還を申し出て市民緑地を廃止しようとするときは、土地返還（全部・一部）申出書（様式第6号）により申し出るものとし、市長が第3項の規定により廃止を通知するときは、市民緑地（全部・一部）廃止通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（維持管理協定の解除）

第15条 市長は、維持管理団体が当該土地の維持管理業務を適正に行っていないと認めるとき、又は維持管理団体が正当な理由により維持管理協定に定める業務を継続しない旨を申請したときは、当該協定を解除できるものとする。

- 2 前項の申請は、市民緑地維持管理協定解除申請書（様式第10号）を提出することにより行うものとする。

- 3 市長は、前項の規定により維持管理協定を解除したときは、当該協定の相手方である土地所有者及び維持管理団体に対して、当該協定を解除した旨を市民緑地維持管理協定解除通知書（様式第11号）により通知するものとする。

- 4 市長は、第1項の規定により土地所有者と維持管理団体との維持管理協定を解除した後、第9条第2項の規定により新たな維持管理団体を承認したときは、当該協定の期間の範囲内で当該土地所有者及び新たな維持管理団体と三者で維持管理協定を締結するものとする。

（市民緑地であることの証明）

第16条 市長は、市民緑地契約を締結した土地所有者から当該契約に係る土地が市民緑地である旨を証明するよう申出があったときは、当該事項を証明するものとする。

2 土地所有者は、前項の規定により証明を申し出るときは、市民緑地の用地として貸し付けられている土地に該当する旨の証明願（様式第12号）及び継続して貸し付けることに同意する旨の申出書（様式第13号）により市長に申し出るものとする。

3 第1項の規定に基づく証明は、市民緑地の用地として貸し付けられている土地に該当する旨の証明書（様式第14号）及び継続して貸し付けることに同意する旨の申出書に受付印を押印したものにより行うものとする。

（市民緑地台帳）

第17条 市長は、市民緑地台帳を作成し、これを保管するものとする。

2 前項の市民緑地台帳は、調書及び図面をもって組成するものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、市民緑地の設置及び維持管理に関し必要な事項は、都市局長が別に定める。

（補則）

第19条 この要綱に定める第4条から第6条、第10条及び第14条から第16条を除き、市が所管している緑地で、市民緑地と同等の維持管理を行っているものについても準用するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。